

小規模多機能型居宅介護事業所 うすづか 重要事項説明書

《 令和7年12月1日 現在 》

当事業所の概要や提供されるサービス内容等、重要事項を説明いたします。

1 介護事業者（法人）の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 山鹿むつみ福祉会
理事長名	理事長 橋本 尚子
所在地・連絡先	熊本県山鹿市鍋田 1888-1 (TEL) 0968-43-6711 (FAX) 0968-43-6712

2 事業所の概要

(1) 事業所名称及び事業所番号

施設名称	小規模多機能ホーム うすづか
所在地	熊本県山鹿市石 626
事業所番号	4390800201
管理者氏名	米村 光
利用登録定員	25名
電話番号	(TEL) 0968-43-5588 (FAX) 0968-41-5963

(2) 事業所の配置状況

従業者の職種	人数 (人)	区分		常勤換算後 の人数(人)	職務の内容
		常勤 (人)	非常勤 (人)		
管理者	1	1		0.5	事業内容調整
介護支援専門員	1	1		0.5	サービスの調整・相談業務
介護従事者	13	8	5	11	生活動作の介助・介護業務
うち看護職員	3	1	2	2	健康チェック等の医務業務

※常勤換算の人数は管理者・介護支援専門員は介護従事者 0.5 ずつ含む

(3) 職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制
管理者	主な勤務時間帯 (8:00 ~ 17:00) 常勤で勤務
介護支援専門員	主な勤務時間帯 (8:00 ~ 17:00) 常勤で勤務
介護職員	主な勤務時間帯 (8:00 ~ 17:00) 常勤で勤務 夜間の勤務時間 (16:00 ~ 24:00) 夜勤で勤務 同 (0:00 ~ 10:00) 夜勤で勤務 その他、利用者の状況に対応した勤務時間を設定します
看護職員	正規の勤務時間帯 (8:00 ~ 17:00) 常勤で勤務

(4) 事業の実施地域

事業の実施地域	山鹿市
---------	-----

※上記地域以外の方は原則利用できません。山鹿市と利用希望者の市町村の契約があるときのみ利用は可能です。

(5) 営業日・営業時間

営業日	年中無休
営業時間	通いの基本時間 8時～17時 泊りの基本時間 17時～8時

3 サービスの内容及び費用

(1) 介護保険給付対象サービス

ア サービス内容

種類	内容
食事	季節の食材を使った食事を提供します。 調理場で利用者が調理をすることもできます。 食事サービスの利用は任意です。
入浴	入浴又は清拭を行います。 衣服の着脱、身体の清拭、洗髪、洗身の介助を行います。 入浴サービスの利用は任意です。
排泄	利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。
機能訓練	利用者の状況に適した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。
生活支援	利用者の生活面の支援を行います。 各種生活の楽しみごとを支援します。
健康チェック	血圧測定等利用者の全身状態の把握を行います。
相談及び援助	利用者とその家族からのご相談に応じます。
送迎	ご自宅からサービス拠点までの送迎を行います。 送迎サービスの利用は任意です。

イ 費用

介護保険の適用がある場合の利用料金は、介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額が利用者の負担額となります。お客様の利用者負担額については、契約書別紙サービス内容説明書に記載します。

【料金表】

○介護サービス費

通い・泊まり(介護費用分)・訪問全て含んだ1月単位の包括費用となります。

≪1割負担の方の場合≫

要支援・要介護度	介護費(円)
要支援1	3,450
要支援2	6,972
要介護1	10,458
要介護2	15,370
要介護3	22,359
要介護4	24,677
要介護5	27,209

○加算

種類	利用料(円)
初期加算(利用開始0から30日間)	30(1日)
認知症加算(Ⅲ)(対象者)	760(1月)
認知症加算(Ⅳ)(対象者)	460(1月)
看護職員配置加算(Ⅰ)	900(1月)
総合マネジメント体制強化加算	1200(1月)
サービス提供体制強化加算Ⅰ	750(1月)
科学的介護推進体制加算	40(1月)

- ・ 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者へ直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、お客様は料金表の利用料金全額をお支払いください。利用料のお支払いと引き換えにサービス提供証明書と領収証を発行します。

○介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)：別途合計額に14.9%相当の介護職員改善加算が加わりません。

※但し、2割負担の場合は上記料金の2倍、3割負担の場合は上記料金の3倍のお支払いとなります。

(2) 介護保険給付対象外サービス

- 食費 食事サービスを受ける方は、食事の提供に要する費用が必要となります。
朝食350円 昼食500円 夕食500円
- 泊まり費 泊まりの介護費用以外の実費として 1回 1,800円
- おむつ代 おむつを使用される方は、おむつ代の実費が必要となります。
(サービス内容説明書参照)

- その他の費用
通所介護サービスの中で提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係わる費用であって、お客様に負担させることが適当と認められる費用は、お客様の負担となります。
- キャンセル料
お客様の都合により一月間利用がないときには、次のキャンセル料をいただきます。
ただし、お客様の病状の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は不要です。

利用月に登録していて、利用および連絡がない場合	利用料自己負担部分の100%
-------------------------	----------------

- (3) 利用料等のお支払方法
毎月、15日までに前月分の請求をいたしますので、26日までにお支払いください。お支払いいただきますと、領収書を発行します。
お支払方法は、預金口座自動引き落としとなっております。
(※現金、銀行口座振込も可能です)

4 事業所の特色等

- (1) 事業の目的
住み慣れた地域で生活するために、介護保険法令に従い利用者が自宅で可能な限り暮らし続けられるような生活の支援を目的として、通い・訪問・泊まりを柔軟に組み合わせてサービス提供をします。
- (2) 運営方針
住み慣れた地域・自宅で継続的に生活できるよう、馴染みの環境・職員により利用者・家族が安心して在宅介護が送れるよう支援します。
- (3) 小規模多機能居宅介護計画について
当事業所の計画作成担当者が、当事者の直面している課題等を評価し、当事者の希望を踏まえて、小規模多機能型居宅介護計画を作成します。また、サービス提供の目標の達成状況等を評価し、その結果を書面（サービス報告書）に記載して当事者に説明のうえ交付します。

5 サービス内容に関する苦情等相談窓口

(1) 当事業所における相談窓口

当事業所の相談窓口	窓口責任者 米村 光 ご利用時間 8:00 ~ 17:00 ご利用方法 電話（0968-43-5588） 面接（当事業所内相談スペース） 苦情箱の設置
行政機関その他の相談窓口	山鹿市長寿支援課 電話（0968-43-1180） 国民健康保険団体連合会 電話（096-214-1101） 時間 8:30~17:00

6 運営推進会議の設置

当事業所では、小規模多機能型居宅介護の提供にあたり、サービスの提供状況について定期的に報告するとともに、その内容等についての評価、要望、助言を受けるため運営推進会議を設置しています。

7 緊急時等における対応方法

サービス提供中に病状の急変などがあった場合は、速やかにお客様の主治医、救急隊、緊急時連絡先（ご家族等）、医療系サービス等の関係事業者等へ連絡をします。

主治医	病院及び所在地	
	電話番号	
	診療科	

緊急連絡先 (家族等)	1	氏名	
		住所	
		電話番号	
	2	氏名	
		住所	
		電話番号	

8 協力医療機関

医療機関	病院名	三森循環器科呼吸器科病院
	所在地	熊本県山鹿市大橋通 1204
	電話番号	0968-42-1234
	診療科	呼吸器科 循環器科 内科 アレルギー科 リハビリテーション科 消化器科 神経内科
	入院設備	50床

9 非常火災時の対応

非常時の対応	別途定める「消防計画」にのっとり対応を行います。			
避難訓練及び防災設備	別途定める「消防計画」にのっとり年2回夜間及び昼間を想定した避難訓練を、利用者の方も参加して行います。			
	設備名称	有無	設備名称	有無
	スプリンクラー	あり	自動火災報知機	あり
	誘導灯	あり	非常通報装置	あり
	消火器（3本）	あり	非常用照明	あり
	カーテン、布団等は防災性能のあるものを使用しています。			
	山鹿市消防署への届出日：令和元年5月17日 防火管理者：米村光			

10 サービス利用に当たっての留意事項

- サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示してください。
- 施設内の設備や器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。
- 他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。
- 所持金品は、自己の責任で管理してください。
- 施設内での他の利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。

当事業者は、サービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、小規模多機能型居宅介護のサービス内容及び重要事項の説明をしました。

令和 年 月 日

所在地	山鹿市石 626 番地
事業者（法人）名	社会福祉法人 山鹿むつみ福祉会
施設名	小規模多機能ホームうすづか
事業所番号	4390800201
代表者名	理事長 橋本尚子 印
説明者職名	
氏名	印

私は、サービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、小規模多機能型居宅介護のサービス内容及び重要事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

利用者 住所

氏名 印

代理人（選任した場合） 住所

氏名 印

(参考様式7)

利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

事業所又は施設名	小規模多機能ホーム うすづか
申請するサービス種類	小規模多機能型居宅介護

措 置 の 概 要

1 利用者からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口（連絡先）、担当者の設置
施設内事務所に相談及び苦情に対する受付を設置することとし、苦情解決責任者、苦情受付責任者の氏名、連絡先を玄関など利用者及び家族などにわかりやすい場所に掲示する。苦情の受付は、口頭及び文書にて行い、窓口には「意見箱」を設置し、苦情のみならず利用者の意見、要望にも応えられるように対応する。

(担当者)	苦情解決責任者	管理者	米村 光
	苦情受付担当者	管理者	米村 光

電話 0968-43-5588/Fax 0968-41-5963

2 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順

①苦情の受付

苦情受付担当者は、利用者等から苦情を随時受け付けるものとし、受付簿に記録する。

②苦情受付の報告・確認

苦情受付担当者は、受け付けた苦情は全て苦情解決責任者に報告する

③苦情解決に向けての話し合い

苦情解決責任者は、苦情申出人との話し合いによる解決に努める。苦情申出人及び苦情解決責任者は、必要に応じて第三者委員の助言を求めることとする

④苦情解決結果の記録・報告

苦情解決や改善を重ねることにより、サービスの質が高まり、運営の適正化が確保されるので、記録と報告を積み重ねていくこととする。

⑤解決結果の公表

利用者によるサービスの選択や事業者によるサービスの質や信頼性の向上を図るため、個人情報に関するものを除き「広報誌」などに掲載し公表する。

⑥苦情対応委員会の設置

相談・苦情に適切に対応するため、客観的な観点から適切に苦情解決方法を探り、着実な実行を確保するために法人内の各職代表による「苦情対応委員会」を設置する。

3 その他参考事項

①事業所において、処理し得ない内容についても、行政窓口等関係機関との協力により適切な対応方法を利用者の立場にたって検討し、対処する。

②この内容について、利用者に印刷物で配布し周知する。